

寒河江市一般職の職員の給与条例の施行に関する規則及び寒河江市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の施行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 1 2 月 2 2 日

寒河江市長 齋 藤 真 朗

寒河江市規則第 3 2 号

寒河江市一般職の職員の給与条例の施行に関する規則及び寒河江市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の施行に関する規則の一部を改正する規則

(寒河江市一般職の職員の給与条例の施行に関する規則の一部改正)

第 1 条 寒河江市一般職の職員の給与条例の施行に関する規則（昭和 3 5 年市規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 5 1 条の 4 第 1 号中「1 0 0 分の 2 1 0」を「1 0 0 分の 2 1 2 . 5」に改め、同条第 2 号中「1 0 0 分の 1 0 0」を「1 0 0 分の 1 0 2 . 5」に改める。

(寒河江市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の施行に関する規則の一部改正)

第 2 条 寒河江市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の施行に関する規則

(令和6年市規則第21号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「特定任期付職員（以下「特定任期付職員」という。）」を「特定任期付職員」に、「の規定」を「及び第51条の4第1号の規定」に、「同項」を「一般職給与規則第48条の2第1項」に、「とする」を「と、一般職給与規則第51条の4第1号中「100分の212.5」とあるのは「100分の157.5」とする」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。